

## ASEANにおける特許の早期権利化手段

金 森 晃 宏\*

**抄 録** ASEAN各国では、特許の審査遅延の問題が取りざたされてきましたが、現在では、日本をはじめとした先進国による協力や、ASEAN各国の特許庁の取り組みによって、特許の早期権利化を図るための様々な手段が構築されています。本稿では、ASEAN主要国における特許の権利化期間についての概要を説明した上で、日本国特許庁との協力に基づく早期権利化手段やASPECプログラム、対応外国出願の審査結果の利用等といった各種の早期権利化手段について説明します。

### 目 次

1. はじめに
2. ASEAN主要国における特許の権利化期間
3. 早期権利化手段
  3. 1 日本国特許庁との協力に基づく早期権利化手段
  3. 2 ASPECプログラム
  3. 3 対応外国出願の審査結果の利用
  3. 4 その他
4. おわりに

### 1. はじめに

近年、ASEAN各国への特許出願が増加するなか、特許の審査遅延の問題が取りざたされてきました。こうした中、現在では、日本をはじめとした先進国による協力や、ASEAN各国の特許庁の取り組みによって、特許の早期権利化を図るための様々な手段が構築されています。

代表的な早期権利化手段としては、特許審査ハイウェイ(PPH：Patent Prosecution Highway)や特許の付与円滑化に関する協力(CPG：Cooperation for facilitating Patent Grant)のほか、ASEAN加盟国間での取り組みであるASEAN特許審査協力(ASPEC：ASEAN Patent Examination Cooperation)プログラムがあります。

また、広域的な取り組み以外にも、各国の国内制度として利用することができる早期権利化手段もあります。

本稿では、まずASEAN主要国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)における特許の権利化期間について説明した後、ASEANにおける早期権利化手段について説明します。

### 2. ASEAN主要国における特許の権利化期間

ASEAN主要国における特許の権利化期間については、2019年度に日本貿易振興機構(JETRO)バンコク事務所知的財産部が行った調査の1つに、詳細なデータが公開されています<sup>1)</sup>。

この調査結果によれば、2019年に登録された全案件について、出願日から登録日までの権利化期間は、下記表1のようになっています。この調査では、各国の特許庁が運営する検索データベースに収録されている日付に基づいて権利化期間が算出されています。ここで、シンガポール等の検索データベースでは、PCT出願案件に

\* 特許業務法人オンダ国際特許事務所 弁理士  
Akihiro KANAMORI

ついて、国際出願日が出願日として収録されていますが、インドネシアの検索データベースでは、国際出願日ではなく、国内移行日が出願日として収録されているようです。また、ベトナムの検索データベースでは、PCT出願案件の4分の3程度は、出願日として国際出願日以外の日付が収録されているようです。そのため、他の国と同じ基準で考えた場合には、インドネシア及びベトナムの権利化期間は、下記表1の数値よりも長くなると考えられます。

表1 2019年の平均権利化期間

国名	権利化期間 (年)
インドネシア	3.8
マレーシア	6.8
フィリピン	5.7
シンガポール	4.0
タイ	8.3
ベトナム	5.4

権利化期間の傾向として、マレーシア、フィリピン、シンガポールでは、ここ数年の権利化期間に大きな変化はありません。一方、インドネシア、タイ、ベトナムでは、権利化期間が短縮される傾向にあります。特に審査遅延の問題が顕著なタイでは、審査官の数が2015年と比較して4倍以上に増員される等、積極的な取り組みがなされていますので、権利化期間のさらなる短縮が期待されます。

### 3. 早期権利化手段

本稿では、ASEAN各国における早期権利化手段として、(1) 日本国特許庁との協力に基づく手段 (PPH, PCT-PPH, PPHプラス, CPG)、(2) ASPECプログラム、(3) 対応外国出願の審査結果の利用 (修正実体審査)、(4) その他、の順にそれぞれの制度を説明します。

### 3. 1 日本国特許庁との協力に基づく早期権利化手段

#### (1) PPH, PCT-PPH

PPHとは、第一庁（先行庁）で特許可能と判断された出願について、第二庁（後続庁）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みです。具体的には、第二庁の出願に係るすべてのクレームを、第一庁で特許可能と判断されたクレームに対応させることで、早期権利化を図ることができます。

このような通常のPPHから派生した枠組みとして、第一庁の審査結果に代えて、PCT出願の国際段階成果物を利用するPCT-PPHと呼ばれるものもあります。PCT-PPHでは、PCT-PPHの申請を行う出願に係るすべてのクレームを、国際調査機関の見解書等において特許性有りと判断されたクレームに対応させることとなります。

通常のPPHについては、ASEAN主要国のいずれの国でも申請できます。一方、PCT-PPHを申請できるのは、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポールの4カ国になり、タイ及びベトナムではPCT-PPHを利用できません。

日本国特許庁が運営するPPH Portal<sup>2)</sup>によると、2019年の1年間におけるASEAN主要国を後続庁としたPPHの申請件数は、表2のようになっています。日本国特許庁を先行庁としたPPHの申請件数がシンガポールを除く5カ国では数百件を超えており、日本企業にとってPPH

表2 2019年のPPH申請件数

国名	合計申請件数	先行庁が日本国特許庁の件数
インドネシア	373	373
マレーシア	252	252
フィリピン	478	322
シンガポール	122	25
タイ	786	786
ベトナム	223	200

がASEANにおける主要な早期権利化手段となっていることがわかります。なお、ベトナムの特許庁は、日本国特許庁を先行庁とするPPHの申請件数に上限（2019年は200件）を定めています。

PPH Portalで公開されているPPH申請からファーストアクション(FA)までの平均期間は、マレーシアで3.0ヶ月、ベトナムで5.7ヶ月となっています。また、同サイトで公開されていない他の国でも、大体半年から1年でFAを受け取れるようですので、PPHを利用することによる早期権利化の効果は大きいと考えられます。

## (2) PPHプラス, CPG

ブルネイ、カンボジア、ラオスでは、通常のPPH及びPCT-PPHを利用することができません。しかし、これらの枠組みに代えて、ブルネイでは、PPHプラス、カンボジア及びラオスでは、それぞれCPGを利用することができます。

PPHプラスは、日本国特許庁が特許査定した出願と同内容の出願について、日本の審査結果を利用して、ブルネイにおいて実質的な審査を経ずに早期の特許付与を申請できる枠組みです。権利取得のためには、ブルネイの特許庁からPPHプラスの審査結果が届いた後、特許発行願いを別途提出する必要があります。

CPGは、日本国特許庁が特許査定した特許出願に対応する出願について、カンボジア又はラオスにおいて実質的に無審査で早期の特許付与を申請できる枠組みです。

カンボジアとの間では2016年7月からCPGが開始されていますが、CPGを利用することで、2018年までに16件が登録されています。ラオスとの間では2016年11月からCPGが開始されていますが、CPGを利用することで、2018年までに7件が登録されています<sup>3)</sup>。件数自体は少ないですが、そもそも、カンボジアでは年間10件程度しか登録されておらず、ラオスでも年間数件程

度しか登録されていません。このようにカンボジアやラオスでは特許を登録するスキーム自体がまだ十分には確立できていないため、CPGの利用が早期権利化に役立っていると思われます。

## 3. 2 ASPECプログラム

ASPECプログラムの加盟国(AMS: ASEAN Member States)は、ブルネイ、インドネシア、カンボジア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの9カ国です。ASPECプログラムでは、AMS間で特許調査及び審査の結果を共有することにより、特許の取得を迅速かつ効率的に行うことを目的としています。なお、ASPECプログラムは、2009年6月から開始されていますが、2013年に見直しが行われ、ASPECプログラムが申請された出願は各国で早期審査の扱いがなされ、優先的に審査がされます。

具体的には、複数のAMS特許庁に対し同一の特許出願を行った場合に、早期に審査を終了した特許庁(第一庁)の審査結果を他の特許庁(第二庁)に審査の参考資料として提出することが可能になります。ただし、提出する審査結果には、特許可能であると判断されたクレームが少なくとも1つは必要になります。また、第一庁の審査結果は、第二庁の審査官の判断を拘束するものではありません。

「同一の特許出願」は、各AMS特許庁に出願された複数の特許出願がパリ条約上の優先権に基づいて紐付けられている場合や、同一のPCT出願が各AMS特許庁に国内移行された場合等に認められます。

ASEAN事務局が運営するASEAN IP Portal<sup>4)</sup>によると、図1に示しますように、2020年9月までのASPECプログラムの申請件数は710件、FAまでの平均期間は8.4ヶ月となっています。また、これまでに審査が終わった案件の特許査定率は99.4%で、ほぼすべての案件が特許査定

になっています。

ASPECプログラムの開始からの累積申請件数が710件ですので、上述したPPHの申請件数と比較すると、ASPECプログラムはあまり利用されていないようです。FAまでの平均期間については、初期の頃は6ヶ月弱でしたが、2019年9月までに9.5ヶ月まで増加しました。しかし、2019年8月にシンガポールの特許庁がASPECに関して新たに2つの取り組みを行うことを発表したこともあり、再び減少傾向にあるようです。

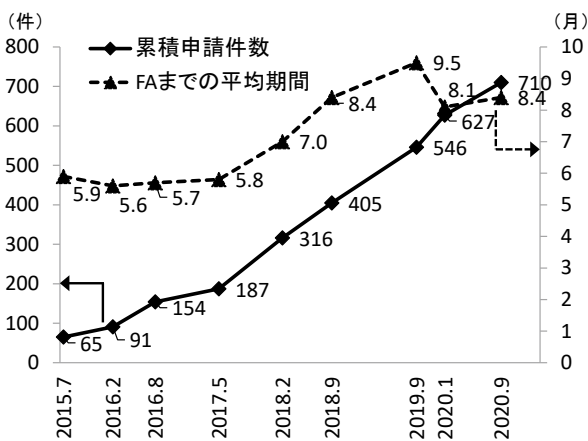


図1 ASPEC推移

新たな取り組みの1つは、ASPEC-AIM (ASPEC Acceleration for industry 4.0 Infrastructure and Manufacturing) と呼ばれる制度です。この制度では、フィンテック、サイバーセキュリティ、ロボティクス等の4次産業分野における特許出願を行った場合には、当該特許出願が優先され、より短期間でFAを受けることができるようになります。

もう1つの取り組みは、PCT-ASPECと呼ばれる制度です。この制度では、ASEANの国際調査機関・国際予備審査機関から取得した国際調査報告書等の国際段階の成果物をASPECプログラムの申請に利用できるようになります。なお、現時点では、ASEANの国際調査機関・

国際予備審査機関には、フィリピンとシンガポールの特許庁が該当します。

### 3.3 対応外国出願の審査結果の利用

対応外国出願の審査結果の利用では、外国で出願した対応出願が既に権利化されている場合に、その特許付与クレームと整合させる補正を行うことで、早期権利化を図ります。つまり、実質的に修正実体審査で審査するように請求することになります。この場合、審査結果を利用する外国としては、日本や米国、欧州の信頼性が高いと言われています。

なお、マレーシアでは、通常の実体審査又は修正実体審査のいずれかを選択して請求することが条文上規定されています<sup>5)</sup>。

シンガポールでは、審査に関するオプションの1つとして、外国の対応出願の調査及び審査結果を利用する補充審査 (Foreign Route) がありましたが、廃止されて、2020年1月1日から利用できなくなっています<sup>6)</sup>。

### 3.4 その他

#### (1) カンボジア

カンボジアでは、シンガポール特許庁との審査協力に基づく再登録制度があります<sup>7)</sup>。この再登録制度では、シンガポール特許を有している特許権者は、当該シンガポール特許が有効であればいつでも、カンボジア特許庁に再登録の申請をすることができます。なお、シンガポール特許以外にも、中国特許<sup>8)</sup>及び韓国特許<sup>9)</sup>に基づいて同一の特許をカンボジアで再登録することができ、さらに欧州特許に基づく認証 (Validation) を得ることができます。

カンボジアとシンガポールのそれぞれに対応する特許出願がなされている場合、シンガポール特許庁に対して、同庁が作成した最終的な調査及び審査報告書と最終的な明細書をカンボジア特許庁に送付するように請求することができ

ます<sup>10)</sup>。あわせて、カンボジア特許出願の明細書をシンガポールの最終的な明細書に応じて補正することもでき、これにより、カンボジアでの早期権利化を図ることができます。

## (2) ラオス

ラオスでは、カンボジアと同様に、シンガポール特許庁との審査協力に基づく再登録制度があります<sup>11)</sup>。シンガポール特許以外にも、中国特許<sup>8)</sup>及び韓国特許<sup>12)</sup>に基づいて同一の特許をラオスで再登録することができます。

ラオスとシンガポールのそれぞれに対応する特許出願がなされている場合、シンガポール特許庁に対して、同行が作成した最終的な調査及び審査報告書と最終的な明細書をラオス特許庁に送付するように請求することができます。

## (3) マレーシア

マレーシアでは、上述のように通常の実体審査又は修正実体審査のいずれかを選択して請求することになっています。通常の実体審査を請求した場合において、出願にかかる物品を商品化している又はする予定がある等の所定の条件を満たせば、早期審査を受けることができます<sup>13)</sup>。請求には、所定の庁費用が必要となります。

## (4) シンガポール

シンガポールでは、2020年5月4日からSG IP Fast Trackという早期審査プログラムが開始されています<sup>14)</sup>。このプログラムは、同プログラム開始前に実施されていたAI関連技術の早期審査プログラム(AI<sup>2)</sup>やフィンテック関連技術の早期審査プログラム(FTFT)に代わるものです。SG IP Fast Trackでは、申請要件として、シンガポールに第1国出願されていること等がありますが、発明の技術分野に関する制限はありません。そして、シンガポール特許庁によると、このプログラムを利用することで、

申請から特許付与までに要する期間は6ヶ月とされています。申請に必要な庁費用は無料です。

## (5) ベトナム

ベトナムでは、省令に基づいて早期審査を請求することができます<sup>15)</sup>。ただし、ベトナム特許庁は、大量のバックログを理由に早期審査の請求を認めることに消極的であるようです<sup>16)</sup>。

## 4. おわりに

これまで説明してきましたように、ASEAN各国には、様々な特許の早期権利化手段があります(表3)。ASEAN各国では、こうした明文化された手段以外にも、現地代理人に依頼をして審査官に早く審査を行うようお願いする、という手段が有効な場合もあります。早期権利化を望む国や対応外国出願の有無等によって取り得る手段は変わりますが、本稿が最適な手段を選択する一助になれば幸いです。

現在、ASEAN各国では、特許法だけでなく、規則や審査ガイドラインなどの改正が検討されています。また、ミャンマーでは、2019年3月に特許法が成立し、その施行が待たれています。このように知財制度が日進月歩で成長発展しているなか、早期権利化の手段が確立し、ASEAN各国での日本企業による特許権の取得がより容易になることを期待しています。

## 注 記

- 1) JETROバンコク事務所知的財産部、「ASEAN6カ国の産業財産権データベースから得られる統計情報」  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/asean/ip/pdf/report\\_202003\\_asean1.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_202003_asean1.pdf)
- 2) 日本国特許庁、PPH Portal  
<https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/statistics.html>
- 3) JETROバンコク事務所知的財産部、「カンボジア・ラオス・ミャンマーにおける知財統計情報

- の調査」  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/asean/ip/pdf/report\\_202002.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_202002.pdf)
- 4) ASEAN事務局, ASEAN IP Portal  
<https://www.aseanip.org/Statistics/ASEAN-Patent-Examination-Cooperation-ASPEC-Statistics>
- 5) マレーシア特許法第29A条
- 6) シンガポール Circular No.5/2016, dated 7 Dec 2016
- 7) シンガポール特許庁  
[https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/Protecting-your-ideas/Patent/\(updated-22-august-2016\)-guide-to-re-register-a-singapore-patent-in-cambodia.pdf](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/Protecting-your-ideas/Patent/(updated-22-august-2016)-guide-to-re-register-a-singapore-patent-in-cambodia.pdf)
- 8) 中国特許庁 Annual Report 2018
- 9) 韓国特許庁 Annual Report 2019
- 10) シンガポール特許庁  
<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/Protecting-your-ideas/Patent/request-for-submission-of-documents-to-mih.pdf>
- 11) シンガポール特許庁  
[https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/protecting-your-ideas/patent/re-registration-guide-laos\\_27-oct-2020.pdf](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/protecting-your-ideas/patent/re-registration-guide-laos_27-oct-2020.pdf)
- 12) JETROソウル事務所知的財産チーム, 知的財産ニュース  
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2020/200630.html>
- 13) マレーシア特許規則27E
- 14) シンガポール Registry of Patent Circular No.2/2020, No.6/2020
- 15) ベトナム Circular No.16/2016/TT-BKHCN 9.6
- 16) 日本国際知的財産保護協会, 「海外庁における特許審査ハイウェイの実効性に関する調査研究報告書」  
[https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken\\_kouhyou/2018\\_03.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2018_03.pdf)
- (URL参照日はすべて2020年11月16日)

表3 ASEAN各国での早期権利化手段の利用可否

国名	通常PPH	PCT-PPH	PPHプラス	CPG	ASPEC	再登録, 認証	早期審査
ブルネイ	×	×	○	×	○	×	×
インドネシア	○	○	×	×	○	×	×
カンボジア	×	×	×	○	○	○	×
ラオス	×	×	×	○	○	○	×
マレーシア	○	○	×	×	○	×	○
ミャンマー	×	×	×	×	×	×	×
フィリピン	○	○	×	×	○	×	×
シンガポール	○	○	×	×	○	×	○
タイ	○	×	×	×	○	×	×
ベトナム	○	×	×	×	○	×	○

表3中, ○は「利用可」, ×は「利用不可」を, それぞれ意味します。

(原稿受領日 2020年11月16日)